

平塚市公共下水道の構造に関する技術基準

(趣旨)

第1条 この基準は、平塚市下水道条例(昭和42年条例第18号。以下「条例」という。)

第2条の2に規定する排水施設(公共下水道に限るものとし、これを補完する施設を含む。以下同じ。)の構造に関する技術について「下水道施設計画・設計指針と解説(社)日本下水道協会」を補完するものとして、必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道の区域について)

第2条 合流式公共下水道供用開始区域

公共下水道供用開始区域のうち、汚水及び雨水を合流して排水する公共下水道が整備されている区域をいう。

(合流式公共下水道供用開始区域の範囲は、龍城ヶ丘、桃浜町、八重咲町、松風町、袖ヶ浜、高浜台、夕陽ヶ丘、代官町、久領堤、札幌町、幸町、千石河岸、紅谷町、明石町、浅間町の一部、宮松町の一部、宮の前、宝町、老松町、八千代町、天沼の一部、中堂の一部、榎木町、馬入本町、馬入の一部、追分の一部である。)

第3条 分流式公共下水道供用開始区域

公共下水道供用開始区域のうち、汚水及び雨水がそれぞれ別に排水する公共下水道が整備されている区域をいう。

(分流式公共下水道供用開始区域の範囲は、公共下水道供用開始区域のうち合流式公共下水道供用開始区域の範囲外の部分である。)

(雨水の処理方法について)

第4条 雨水浸透適地及び浸透不適地

(1) 雨水浸透適地

雨水を浸透させる施設を設置する区域をいう。

(雨水浸透適地は次に定める雨水浸透不適地の範囲外である。)

(2) 雨水浸透不適地

雨水を浸透させる施設を設置してはならない場所をいう。

(雨水浸透不適地は別に示す浸透不適地図に記載する小鍋島の一部、城所の一部、岡崎の一部、ふじみ野一丁目、ふじみ野二丁目、広川の一部、片岡の一部、千須谷、南金目の一部、北金目の一部、北金目一丁目、北金目二丁目の一部、北金目三丁目、北金目四丁目、

真田一丁目の一部、真田二丁目、真田三丁目、真田四丁目、めぐみが丘一丁目、めぐみが丘二丁目、公所の一部、根坂間、出縄の一部、万田の一部、高根の一部、日向岡一丁目、日向岡二丁目、土屋、上吉沢、下吉沢である。）

(マンホールの構造に関する技術について)

第5条 マンホールは次の能力を備えた規模及び構造とする。

(1) マンホールの蓋及び受枠

ア 蓋は鋳鉄製とし、転落防止梯子付きの平塚市型デザイン蓋とする。また、分類、町名、西暦、強度を明記する。

イ 蓋の使用について次の表のとおりとする。

種 別	使 用 区 分
T - 2 5	国県道及び幹道並びにバス路線の車道等
T - 1 4	上記以外の全ての車道及び歩道等

ウ 受枠はアンカーボルト(3本)を装着し、調整用ホルダーで高さ調整(2~6cm)し、超早強流動性無収縮モルタルで固定する。

(2) マンホールの調整リング

調整リングの厚さは、10cm、15cmから1個使用する。ただし、道路改修等によりマンホールの高さ調整が必要となる場合は、5cmを使用してもよいものとする。

(3) マンホールの足掛け金物

ア 足掛け金物は下流管渠側に設置する。

イ 最下段の足掛け金物はインバート上面から45cm以下とする。

ウ 足掛け金物は30cm間隔で設置する。

エ マンホールに踊り場(中間スラブ)が設置されている場合は、踊り場直壁床板より上に2本以上足掛け金物を設置する。また、設置位置を180°反転する。

オ 足掛け金物は芯材SUS304、両足用400mmとして、材質は樹脂被覆製とする。

(4) マンホールと管渠との接合

ア マンホール可とう継手を使用する。ただし、副管を設ける場合は、この限りでない。

(5) マンホールのインバート

マンホール底部には、下水道の円滑な流下を図るため、管渠の接合や会合の状況に応じたインバートを設ける。

ア インバート底部の縦断勾配は、上下流管渠の底部の段差が5cm以下の場合は上下

流管渠の底部を擦り付けることとし、上下流管渠の底部の段差が5 cmを超える場合には下流管渠の勾配とする。

インバート底部の上流端と上流管渠の底部の段差が5 cmを超える場合は、次の表を上限とするハンチを設ける。

インバートの溝幅	ハンチ幅
～ 600 mm以下	7.5 cm
600 mm超えて ～ 1000 mm以下	10 cm
1000 mm超えて ～ 1500 mm以下	15 cm
1650 mm以上 ～	20 cm

ウ インバートの溝幅は、下流管渠の管径とする。

エ インバート上面の勾配は10%以上とする。

(小型マンホールの構造に関する技術について)

第6条 小型マンホールは次の能力を備えた規模及び構造とする。

(1) 小型マンホールの配置

ア 小型マンホールはマンホールを設置する箇所で、埋設物等によりマンホールができない場合に使用することができる。

(2) 小型マンホールの種類

小型マンホールは「平塚市下水道標準構造図」に基づくものとする。また、小型マンホールの形状別用途は次表を原則とする。また、柵深は2.0 mまでを標準とする。

名 称	形状寸法	用 途
塩ビ製マシンホール	内径30 cm 円形	管渠径200 mm以下の中間点 管渠径250 mm以下の会合点

(3) 小型マンホールの蓋及び受枠

ア 蓋は鋳鉄製とし、平塚市型デザイン蓋とする。また、分類、町名、西暦、強度を明記する。

イ 蓋の使用については、マンホール蓋の表と同様とする。

(公共柵の構造に関する技術について)

第7条 公共柵は次の能力を備えた規模及び構造とする。

(1) 公共柵の種類

公共柵の種類は「平塚市下水道標準構造図」に基づくものとし、公共柵の形状別用途は次のとおりとする。ただし、柵深が2.0 mを超える場合は0号組立マンホール以上の大きさとする。

ア 公共汚水柵の種類は、次の表のとおりとする。

名 称	形状寸法	用 途
1号汚水（塩ビ）柵	三方向 300	柵深は2.0m以下 宅内設備の管径が 100mm
1号汚水（塩ビ）柵	一方向 300	柵深は2.0m以下 宅内設備の管径が 150mm
1号汚水（塩ビ）柵	三方向ドロップ 300	柵深は2.0m以下 宅内設備の管径が 100mm 障害となる構造物がある箇所
1号汚水（塩ビ）柵	一方向ドロップ 300	柵深は2.0m以下 障害となる構造物がある箇所 宅内設備の管径が 150mm
1号汚水（塩ビ）柵	三方向 200	柵深は1.2m以下 宅内設備の管径が 100mm
1号汚水（塩ビ）柵	一方向 200	柵深は1.2m以下 宅内設備の管径が 150mm
3号汚水（塩ビ）柵	三方向 300	柵深は2.0m以下 宅内設備の管径が 100mm 不特定多数の車両が通行する箇所
3号汚水（塩ビ）柵	一方向 300	柵深は2.0m以下 宅内設備の管径が 150mm 不特定多数の車両が通行する箇所

イ 公共雨水柵の種類は、次の表のとおりとする。

1号雨水（塩ビ）柵	溜め 300	柵深は2.0m以下 雨水浸透不適地 接続先が雨水本管及び排水路
1号雨水（塩ビ）浸透柵	浸透 300	柵深は2.0m以下 雨水浸透適地 接続先が雨水本管及び排水路
2号雨水（塩ビ）柵	溜め 300	柵深は2.0m以下 雨水浸透不適地 接続先がU形側溝（360用）以下
2号雨水（塩ビ）浸透柵	浸透 300	柵深は2.0m以下 雨水浸透適地 接続先がU形側溝（360用）以下
3号雨水（塩ビ）柵	溜め 300	柵深は2.0m以下 不特定多数の車両が通行する箇所

(2) 公共柵の蓋

ア 蓋は樹脂製及び鋳鉄製とし、平塚市型デザイン蓋とする。また、汚水、雨水の分類を明記する。

イ 公共柵蓋は地表面に露出させること。また、公共柵蓋を化粧蓋にすることを禁止する。

(3) 公共柵の基礎

浸透構造の公共雨水柵以外の公共柵の基礎は、砂基礎を10cmとする。

(取付管の構造に関する技術について)

第8条 取付管は次の能力を備えた規模及び構造とする。

(1) 取付管の管種

塩ビ管のゴム輪受口直管及び曲管とする。

(2) 取付管の平面配置

ア 布設方向は管渠及び雨水施設等に対して直角(90°)かつ直線的とする。

(3) 取付管の勾配

勾配は原則20%以上とする。

(4) 取付管の位置及び深さ

ア 埋設深さは道路管理者の指定する最小土被り以上とする。

イ 地下埋設管との離隔は30cm以上確保する。

ウ 接続位置は管渠の中心より上方とする。

エ ボックスカルバート等の矩形渠は横抜きを原則として、上部ハンチ下からハンチの垂直長以上離れた位置とする。

オ 地表面に露出させないものとする。

(5) 取付管の最小管径

ア 管渠及び集水柵等に接続する場合は、150mmを原則とする。

イ U形側溝(360用)以下の雨水施設等に接続する場合は、100mmとする。

(6) 取付管の接合及び継手

ア 汚水管渠との取付部は、可とう性の支管用継手とする。

イ 雨水管渠との取付部は、支管用継手とするが、可とう性を使用してもよいものとする。また、固定は使用材料に基づいた仕様で行うものとする。

ウ 継手の固定方法で管渠が塩ビ管の場合は、樹脂系接合剤を用い、管渠がヒューム管の場合は、樹脂系接合剤又はモルタルを用いる。

エ 150mm以下の管渠との取付部は、マシンホールでの会合とする。また、雨水に限り集水柵での会合としてよいものとする。

オ 雨水施設等との取付部は、グレーチング蓋部分を原則として、取付管を内面で止めて管口仕上げをする。

カ 汚水マンホールとの取付部は、可とう性マンホール継手(拡張バンドタイプ)とする。

キ 雨水マンホールとの取付部は、マンホール継手とするが、可とう性を使用してもよいものとする。

ク ボックスカルバート等の矩形渠との取付部は、ボックス用支管を使用する。

ケ 公共柵との取付部は、ゴム輪受口直管及び曲管を原則とするが、雨水に限り自在曲管としてよいものとする。

コ 接続部の削孔は、削孔機を使用して削孔する。

(委任)

第9条 この基準に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。